

第7章 資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 那須塩原市自殺対策計画策定庁内検討会議設置要綱
- 3 那須塩原市自殺対策計画策定委員会設置要綱
- 4 那須塩原市自殺対策計画策定委員会名簿

1 計画の策定経過

期 日	内 容	備 考
平成 30 年 9 月 27 日	第 1 回庁内検討会議 1) 計画概要について 2) 計画策定日程について	那須塩原市役所 本庁舎 203 会議室
平成 30 年 10 月 19 日	第 1 回策定委員会 1) 計画概要について 2) 計画策定日程について	那須塩原市役所 本庁舎 201 会議室
平成 30 年 10 月 31 日	第 2 回庁内検討会議 1) 計画素案について 2) 計画策定のスケジュールについて	那須塩原市役所 本庁舎 203 会議室
平成 30 年 11 月 2 日	第 2 回策定委員会 1) 計画素案について 2) 計画策定のスケジュールについて	那須塩原市役所 本庁舎 203 会議室
平成 30 年 11 月 日 ～ 平成 30 年 12 月 日	パブリックコメントの実施 1) 計画素案について	
平成 30 年 12 月 日	第 3 回庁内検討会議 1) パブリックコメント結果について 2) 計画原案について	
平成 30 年 12 月 日	第 3 回策定委員会 1) パブリックコメント結果について 2) 計画原案について	
平成 31 年 3 月 日	那須塩原市議会上程	

2 那須塩原市自殺対策計画策定庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき、自殺対策計画を策定するに当たり、庁内の検討及び連絡調整を図るため、那須塩原市自殺対策計画庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 那須塩原市自殺対策計画の策定に係る調査研究に関する事項
- (2) 那須塩原市自殺対策計画の策定に係る連絡調整に関する事項
- (3) その他那須塩原市自殺対策計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、保健福祉部社会福祉課長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 委員は、別表に掲げる課の所属職員から、所属長が推薦する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年8月14日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

部	課
企画部	市民協働推進課
総務部	収税課
生活環境部	生活課
保健福祉部	社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課
子ども未来部	子育て支援課
産業観光部	商工観光課
建設部	都市整備課
教育部	学校教育課 生涯学習課

3 那須塩原市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、円滑に自殺対策計画を策定するため、那須塩原市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 那須塩原市自殺対策計画の総合的な検討調整に関する事項
- (2) その他那須塩原市自殺対策計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 警察関係者
- (3) 消防関係者
- (4) 福祉関係団体に所属する者
- (5) 雇用関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 自治会関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月14日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

4 那須塩原市自殺対策計画策定委員会名簿

番号	区分	組織・団体等の名称	氏名
1	保健・医療関係者	黒磯那須地区医師会	高野 謙二
2	警察関係者	那須塩原警察署	幕田 良明
3	消防関係者	那須地区消防本部	小林 義久
4	福祉関係団体	栃木県 県北児童相談所	大島 登
5	保健・医療関係者	栃木県 県北健康福祉センター	高橋 良子
6	雇用関係者	大田原労働基準監督署	山田 和昭
7	雇用関係者	黒磯公共職業安定所	大島 茂
8	福祉関係団体	那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	大森 利男
9	福祉関係団体	社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	後藤 千恵
10	教育関係団体	那須塩原市小中学校長会	菊池 修一
11	自治会関係者	那須塩原市自治会長連絡協議会	橋本 秀晴
12	関係者	自死遺族のつどい（りんどう）	矢野目 昌子
13	福祉関係団体	那須塩原市保健福祉部	田代 正行